

緊急時避難準備区域解除後の現状について

平成24年2月

内閣府 原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

緊急時避難準備区域の解除について

- 緊急時避難準備区域は、福島第一原子力発電所の状況が安定しないことを理由に、原発から一定の距離を確保するため、立退き又は避難準備を求めていた区域。
- 本区域を設定した背景から区域全体を一体的に取り扱うこととし、同区域を解除する要件^(注)が整った段階で一括解除。
 - (注) 1. 原子炉施設の安全性評価
 - 2. 放射線量の詳細なモニタリング
 - 3. 住民の生活環境の復旧目途(復旧計画の策定)

緊急時避難準備区域の解除に至る経緯

4月22日(金)

- 官房長官記者会見において、「計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定」を公表

7月19日(火)

- 東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋の「ステップ1」が完了

8月 9日(火)

- 原子力災害対策本部において、「避難区域等の見直しに関する考え方」を決定

9月30日(金)

- 原子力災害対策本部において、「緊急時避難準備区域の一括解除」を決定

帰還状況について(1)

- 緊急時避難準備区域の解除後、区域全体で約1,900名が帰還し、現在約32,700名が同区域内に居住。
(注)震災前と比較すると約55%の水準
- 本区域外への避難者数は、南相馬市(約16,400名)を筆頭に、約26,300名。

緊急時避難準備区域の帰還状況

3月11日現在 約59,000名

9月29日現在 約30,800名 → 1月31日現在 約32,700名(1,900名増)

復旧計画における各市町村の帰還目途及び学校再開時期

	帰還目途	学校の再開時期
南相馬市	解除後、順次帰還。	昨年10月以降、地震被害の少ない校舎から順次使用再開
田村市	本年3月末までに生活環境を整備し、順次帰還。	生活環境整備後にPTA等へ説明・要望把握後、確定
川内村	本年2月から帰還を開始、3月末までに帰還。(1月31日に帰還宣言。2月から戻れる人は順次帰還予定。)	本年4月
広野町	本年12月末までに帰還。(3月1日に役場機能を復帰予定。)	24年度二学期
楢葉町	住民の帰還を促さない。	—

帰還状況について(2)

緊急時避難準備区域の解除後の主な動き

1. 保育所、幼稚園、学校（※再開は南相馬市の一部のみ）

- 保育所は21カ所中3カ所、幼稚園は11園中3園が再開
- 小学校は12校中6校、中学校は7校中2校、高校は4校^(注)中2校が再開
(注)通信制高校1校を含む。
- 再開時の児童・生徒数は、震災前と比較して小学校4割弱、中学校約5割、高校6割弱の水準

2. 病院、福祉施設

- 南相馬市の5病院、広野町の1病院が再開
ただし、南相馬市の1病院は、外来診療のみ再開(入院患者の受入れは休止)
- 特別養護老人ホーム3施設が再開、老人保健施設1施設が一部(入所サービス)再開

3. インフラ

- JR常磐線が一部区間(久ノ浜駅ー広野駅間、原ノ町駅ー相馬駅間)で運転再開
- 緊急時避難準備区域内に建設した応急仮設住宅(約140戸)の入居開始

4. 企業・事業所

- あぶくま信金広野支店が業務再開、JAふたば広野支店、川内支店が一部業務再開

今後の帰還の見通しについて

- 緊急時避難準備区域におけるインフラ復旧は、本年3月末までに概ね完了（応急復旧を含む）する見通し。
- インフラ復旧に伴い、今後は各市町村の学校の再開にあわせて順次帰還が進む見通しであるが、帰還した後も住民向けサービスの本格的な再開や除染^(注)など、生活環境の整備には一定の期間を要する見込み。

(注)除染作業と並行して帰還する市町村、生活圏の除染をして帰還する市町村などがある。

帰還後に必要となる生活環境の整備

- 津波被災地域のインフラ復旧、住宅整備
- 雇用の確保
- 公共交通機関、生活道路の整備など交通手段の確保
- 通学路、公園などの子供関連施設や主要公共施設の除染

帰還した住民が抱える不安について

- 緊急時避難準備区域に早期に帰還した住民は、避難している住民と同様に、不自由な生活による不安を抱えている。

帰還住民が抱える不安の例

- 医療スタッフの不足に起因する入院患者の受入れ体制、夜間・休日の診療体制等が不十分
- 仕事の確保
- 警戒区域の設定に伴う生活圏の大幅変更、商店等の休業に伴う不便な生活環境
- 通勤、通学、買い物等に必要な交通手段の確保
- 作付けが制限されているなど、営農に対する不安
- 賠償(精神的損害)の対象外となることによる金銭的な不安

緊急時避難準備区域における賠償の終期に関する声について

第21回原子力損害賠償紛争審査会における県知事、市町村長の主な意見

(賠償の終期及び早期帰還等に関する意見)

- 精神的損害の終期の明確化。
- いつまでにこの補償ができるのか(中略)早めに決定していただきたい。
- 帰還したら精神的損害が打ち切られるのではないかという不安がある。(中略)戻ったとしても震災以前の生活はできないことから、当分の間はぜひ継続をするべき。(中略)戻った人が損をしない補償も十分検討していただきたい。
- 9月30日に解除されて戻った場合、賠償額がでないとなると、応急仮設住宅、あるいはアパート、親族宅にいた方がいいだろうということが聞かされる。(中略)早く帰還できるにもかかわらず、それを阻害しているのが今の賠償のあり方ということにつながるかも知れない。
- 帰還した住民も、インフラなど必要な生活環境が整備されない中で生活するには、大変な精神的苦痛を伴うということですので、生活不安が完全になくなるまで、確実に対応をお願いしたい。
- 緊急時避難準備区域が解除され、それぞれ帰還に向けた準備を進めている。(中略)こういったところの自治体の整合性も、ぜひ検討して欲しい。
- 当時避難をしたくても避難することができなかった人達が約1万人弱いる。これは役所職員、消防団、警察、公共的な責務を負う人達のほかに、弱者でどうしても家を離れることができなかった、手段がなかった人達です。ここに対する精神的ケアについては、今まで賠償(指針)に書かれていない。